

# 休業補償について:事業主が申請

問合せ相談窓口

従業員に休業して  
もらうなら

▶ **助成**

## 雇用調整助成金(コロナ特例措置)

休業等助成一人一日上限**8,330円**  
中小企業4/5 大企業2/3  
解雇の有無、教育訓練実施などの要件により  
上乘せあり

子供がいる従業員  
のために

▶ **助成**

## 小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

小学校(義務教育前期過程)休校で  
労働者が有給休暇取得の場合上限**8,330円**  
賃金相当額の助成

子供がいる  
フリーランスのために

▶ **助成**

## 小学校休業等対応支援金

小学校が休業で休業したフリーランス  
1日あたり**4,100円**(定額)を助成

休業要請が出たので  
休業した

▶ **助成**

## 感染拡大防止のための休業要請支援金

- ・4月の売上が前年同月比50%以上減少
  - ・休業要請対象業種の中小企業**100万円**  
個人事業者(フリーランス)**50万円**
- 下記の3つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主
1. 大阪府内に主たる事業所を有していること。
  2. 緊急事態措置期間中(令和2年4月14日から5月6日まで)に休業要請等に全面的に協力いただいていること。  
(ただし、7日間の準備期間等を考慮し、令和2年4月21日以降休業していれば対象とする。)
  3. 令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。

厚生労働省大阪労働局  
コールセンター  
**0120-60-3999**  
9時~21時(土日祝も含む)

休業要請支援金  
相談コールセンター  
電話:**06-6210-9525**  
FAX:**06-6210-9504**  
午前9時から午後7時  
(土日祝日を含む毎日)  
募集要項公表・登録受付開始:4月27日(月曜日)【予定】  
支援金の支給時期:5月のできるだけ早い時期【予定】